

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 2 3 号
件 名	新潟市情報公開条例第 1 条・第 15 条を知らない市民協働課長の資質について
要 旨	<p>コミュニティ協議会に係る諮問委員会の傍聴から、ますます市民協働課の政策姿勢に疑問を抱き、8区全コミュニティ協議会の組織と運営に係る概況資料を求め、平成 26 年 11 月 4 日付情報公開請求を行った。しかし、正当な理由なく公開拒否の回答を受けた。(11 月 14 日付)</p> <p>市民協働課長の公開拒否回答は、新潟市情報公開条例第 1 条(目的)を理解せず、同第 15 条「市は、市民の必要とする情報を的確に把握して、……」に背いた違法な判断である。そのため、市政情報室に対して適切な対応を求め、情報公開資料の絞り込みを得た。(11 月 26 日)</p> <p>市民の知る権利、市民に対する説明責任など新潟市情報公開条例を没却した低級な所管は、</p> <p>北区産業振興課(陳情平成 22 年 9 月定例会第 44 号、平成 23 年 2 月定例会第 58 号、平成 23 年 9 月定例会第 18 号、平成 23 年 12 月定例会第 33 号・第 35 号、平成 24 年 2 月定例会第 48 号・第 49 号、平成 24 年 6 月定例会第 60 号・第 61 号)、</p> <p>北区地域課(陳情平成 24 年 12 月定例会第 68 号・第 69 号・第 70 号・第 71 号、平成 25 年 2 月定例会第 73 号・第 74 号、平成 26 年 9 月定例会第 115 号・第 116 号)</p> <p>などが挙げられる。行政において、民主主義の基底であり制度保障である情報公開は絶対である。</p> <p>不当な執行事務行為等の公益性に関する議会陳情は 4 年を超え、今般の議会陳情 4 件を入れて全 56 件に達したが、新潟市職員の低級な気風の改善は見られない。</p> <p>人事考課制度の導入は必須であり、新潟市議会議員には議員図書室の活用研さんを期待する。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 26 年 12 月 8 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 26 年 12 月 3 日 第 4 9 1 号